

「三重県立志摩病院指定管理条件（骨子案）（修正版）」の修正について

平成22年2月15日の健康福祉病院常任委員会に提出しました、「三重県立志摩病院指定管理条件（骨子案）（修正版）」について以下のとおり修正します。

修正前	修正後
<p>(骨子案5頁)</p> <p>1 実施すべき医療機能 (2) 標榜診療科 現行標榜診療科の維持並びに回復を前提に診療体制の充実を図ること。 内科、循環器科、外科、脳神経外科、整形外科、小児科、産婦人科、皮膚科、泌尿器科、眼科、耳鼻咽喉科、精神科、神経内科、放射線科 ●以下について提案あるいは考え方を示すこと。 ア 実施する診療科目について 上記以外の診療科を設置する場合や独自の標榜科名を用いる場合は、その診療科名及び上記診療科名との関連等を示すこと。 イ 産婦人科について 産婦人科の診療を再開するとともに、診療体制等の充実に向けた方針を具体的に示すこと。 ウ 小児科について 小児科の救急診療など、診療体制等の充実に向けた方針について、具体的に示すこと</p>	<p>(骨子案5頁)</p> <p>1 実施すべき医療機能 (2) 標榜診療科 現行標榜診療科の維持並びに回復を図とともに診療体制の充実を図ること。 内科、循環器科、外科、脳神経外科、整形外科、小児科、産婦人科、皮膚科、泌尿器科、眼科、耳鼻咽喉科、精神科、神経内科、放射線科 ●以下について提案あるいは考え方を示すこと。 ア 実施する診療科目について 上記以外の診療科を設置する場合や独自の標榜科名を用いる場合は、その診療科名及び上記診療科名との関連等を示すこと。 イ 産婦人科について 産婦人科の診療を再開するとともに、診療体制等の充実に向けた方針を具体的に示すこと。 ウ 小児科について 小児科の入院診療や救急診療など、診療体制等の充実に向けた方針について、具体的に示すこと</p>

修正前	修正後
<p>(骨子案 5 頁)</p> <p>(3) 外来診療体制</p> <p>①各診療科の診療体制については、患者が受診しやすいよう配慮すること。</p> <p>②県民の医療需要に対応した専門外来等を実施すること。</p>	<p>(骨子案 5 頁)</p> <p>(3) 外来診療体制</p> <p>①各診療科の診療体制については、患者が受診しやすいよう配慮すること。</p> <p>②県民の医療需要に対応した専門外来等を実施すること。</p> <p>③完全紹介制に拘らない外来診療を行うこと。</p>
<p>(骨子案 8 頁)</p> <p>2 政策的医療機能</p> <p>(2) 救急医療の確保</p> <p>①志摩地域の二次救急病院として、地域の医療機関と連携を図り 365 日 24 時間の受入れ体制を回復すること。</p>	<p>(骨子案 8 頁)</p> <p>2 政策的医療機能</p> <p>(2) 救急医療の確保</p> <p>①志摩地域の二次救急病院として、地域の医療機関と連携を図り 365 日 24 時間の受入れ体制を回復すること。</p> <p>②診療時間外においては、救急に従事する医師を内科系、外科系にそれぞれ 1 名以上配置すること。</p>
<p>(骨子案 8 頁)</p> <p>(3) 災害時医療</p> <p>①南勢志摩二次医療圏における災害拠点病院として、災害時には、傷病者の受入れ等、被災者の医療救護活動の中心的な役割を担うこと。</p>	<p>(骨子案 8 頁)</p> <p>(3) 災害時医療</p> <p>①南勢志摩二次医療圏における災害拠点病院として、災害時に想定される重篤な救急患者の受入れを行うとともに、被災者の医療救護活動の中心的な役割を担うこと。</p>

修正前	修正後
<p>(骨子案 8 頁)</p> <p>(4) へき地医療</p> <p>①へき地医療拠点病院として離島・へき地等の診療所への代診医派遣や共同研究会の開催等を通じ、地域医療の維持に貢献すること。</p>	<p>(骨子案 8 頁)</p> <p>(4) へき地医療</p> <p>①へき地医療拠点病院として離島・へき地等の診療所への代診医派遣や地域医療の維持に貢献すること。</p>
<p>(骨子案 8 頁)</p> <p>(6) 高度医療部門の運営</p> <p>①志摩地域の中核病院として高度医療を提供すること。</p>	<p>(骨子案 8 頁)</p> <p>(6) 高度医療部門の運営</p> <p>①志摩地域の中核病院として高度医療(脳血管障害や冠血管障害への対応、内視鏡下手術等)を提供すること。</p>
<p>(骨子案 9 頁)</p> <p>(7) 特殊医療</p> <p>①志摩・鳥羽・南伊勢の地域において唯一の産婦人科を開設する病院として、周産期医療の機能の回復を図ること。</p> <p>②急性期病院である当院においてリハビリテーションを実施することにより、患者の早期回復に努めること。</p>	<p>(骨子案 9 頁)</p> <p>(7) 特殊医療</p> <p>①志摩・鳥羽・南伊勢の地域において唯一の産婦人科を開設する病院として、周産期医療の機能の回復を図ること。そのため、常勤医師を配置すること。</p> <p>②急性期病院である当院においてリハビリテーションを実施することにより、患者の早期回復に努めること。</p> <p>③地域で唯一小児科の入院機能を有する病院として、小児の入院診療機能を回復すること。そのため、常勤医師を配置すること。</p>

修正前	修正後
<p>(骨子案 9 頁)</p> <p>4 その他</p> <p>県の条件(指定管理者が実施すべき医療機能)と異なる計画(段階的な実施計画)がある場合は、それぞれの時期・理由を明らかにして示すこと。</p>	<p>(骨子案 9 頁)</p> <p>4 その他</p> <p>県の条件(指定管理者が実施すべき医療機能)については3年以内に実現すること。また、その間に段階的に実施する場合は、その理由を明らかにし計画を示すこと。</p>